

2014年6月13日

「食品表示部会 生鮮食品・業務用食品の表示に関する調査会 報告書（案）」
に関するコメントペーパー

日本生活協同組合連合会
品質保証本部
安全政策推進部
鬼武一夫

個別のコメント

2-1 「生鮮食品」と「加工食品」の区分（4ページ）

・・・「調整」と「選別」についても以下のように定義を明確にした、新基準案では、製造、加工、調整、選別の定義は以下のとおりとし、「製造」、「加工」の定義に当てはまるものは加工食品に、「調整」、「選別」の定義に当てはまるものは生鮮食品に整理する方向性がとりまとめられた。

加工食品

- ・製造…その原料として使用したのとは本質的に異なる新たなものを作り出すこと
- ・加工…あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること

生鮮食品

- ・調整…一定の作為は加えるが、加工には至らないもの
- ・選別…一定の基準によって仕分け、分類すること

・「調整」と「選別」の言葉は今回新しく定義づけを行なうこととなるが 「その内容」と「食品表示法の規定」との法的な整合性をとらなければならない。なお、JAS 法（以下）および関税法施行規則（選別に関して¹⁾）において使用が見られる。

JAS 法 第14条第1項（製造業者等の行う格付）における記述

『農林物質の製造、加工（調整又は選別を含む。以下同じ。）、輸入又は販売を業とする者（以下「製造者等」という。）は、…。』

の中に示されているように、「調整」又は「選別」は、加工に含まれている、即ち「調整」又は「選別」は加工の下位概念となっている。

食品表示法 においては、「調整」又は「選別」が、加工食品ではなく、生鮮食品の関係で用いられることとなる。

そこで、「調整」と「選別」の定義を、食品表示法食品表示基準において、現行の JAS 法の規定とは別に、

¹⁾（実質的な変更を加える加工又は製造の指定）

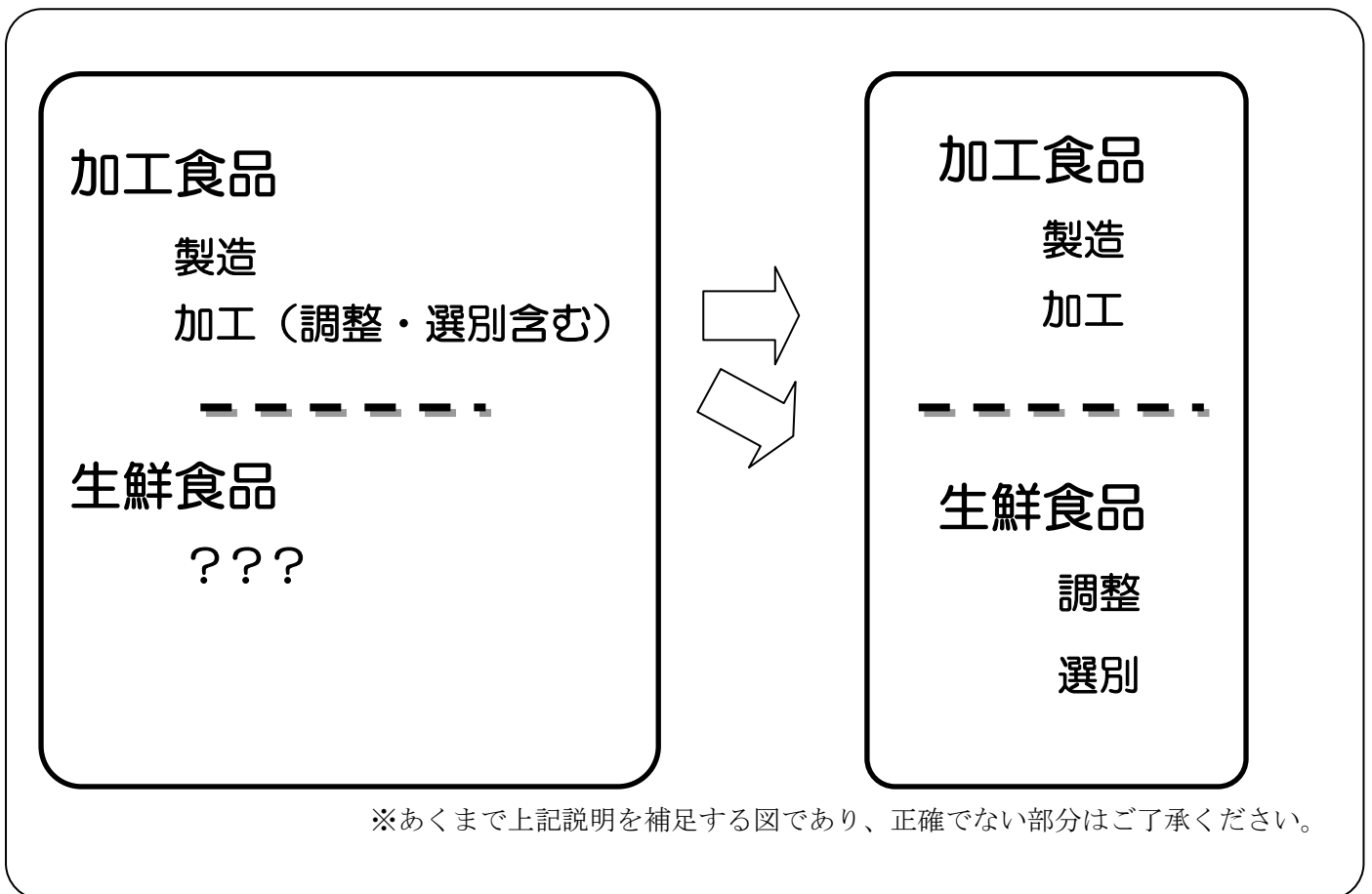
第一条の六 ……ただし、輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作、単なる切断、選別、瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること、…を除く。

あるいは現行の JAS 法の規定と整合させずに、定める場合には、その内容に齟齬が生じないように留意すべきである。

また、加工食品の定義が示されているが、生鮮食品とは、「調整又は選別された、加工食品及び添加物以外の飲食物として別に定めるもの」と定義し、「生鮮食品」と、鍵となる「調整」又は「選別」という行為との関係を明確にすべきであろう。

以上

・イメージ



※あくまで上記説明を補足する図であり、正確でない部分はご了承ください。